性的少数者の人権に関する取組について

LGBTなどの性的少数者の方々は、偏見や無理解のため、学校や職場などで心ない好奇の目にさらされたり、不当な差別を受けるなど困難な状況に置かれており、こうした方々が安心して暮らせるよう人権尊重の観点から配慮が必要である。

1 LGBT理解増進法の成立

- 「<u>性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法</u> 律」(令和5年法律第68号)が、令和5年6月23日に公布され、同日施行された。
- 〇 令和5年8月9日、同法第11条の規定に基づき、関係行政機関が、国民の理解増進に関する 施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うため、「性的指向・ジェンダーアイ デンティティ理解増進連絡会議」が設置された。

2 香川県パートナーシップ制度の導入

性的少数者への県民の皆様の一層の理解増進と、多様性に寛容な社会の実現に向けて、令和5年10月1日から、「香川県パートナーシップ制度」を開始した。

(1) 背景

- 令和5年9月5日に公表した県政世論調査結果において、<u>性的少数者の人権への県民の皆様の理解は一定程度進んでいるものの、日常生活や勤務先等において人権上の様々な課題があることが把握できた。</u>
- また、令和5年4月から<u>県内全市町においてパートナーシップ宣誓制度が導入</u>され、
- 令和5年6月には<u>LGBT理解増進法が制定施行</u>され、地方公共団体には、地域の実情を 踏まえた施策の策定・実施が定められた。

(2) 取組内容

① 県施策におけるパートナーシップ宣誓者への合理的な配慮

県の事業において、県内市町からパートナーシップ宣誓証明書の交付を受けた者を婚姻関係に相当するものとして取り扱うなど、パートナーシップ宣誓者等への合理的な配慮に努める。なお、県での宣誓証明書の発行は、市町との役割分担を図る観点から行わない。

② 市町間の連絡調整

宣誓者が引越しをした場合の再度の宣誓手続きの簡素化等について、利便性を図る観点から、各市町と協議のうえ県内自治体間の連携に努める。

③ 民間事業者等に対する普及啓発等

民間事業者等の自主性を尊重しつつ、働く場での性的少数者への配慮等について、民間事業者等への普及啓発等に努める。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)(概要)

目的(1条)

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に 関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必 要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって**性的指向及びジェンダーアイデンティティ 、の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする**。

定義(2条)

「性的指向」

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向

「ジェンダーアイデンティティ」

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の 有無又は程度に係る意識

基本理念(3条)

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、 全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を 享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェ ンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、 相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければ、ならない。

国の役割

国民の理解の増進に関する施策の策定及び 実施の努力(4条)

- 毎年1回、施策の実施の状況を公表(7条)
- ・基本計画の策定(8条)
- ※おおむね3年ごとに検討・変更
- ・学術研究その他の必要な研究(9条)
- ・心身の発達に応じた教育及び学習の振興 (10条1項)
- ・知識の着実な普及、相談体制の整備その他 の必要な施策(10条1項)
- ・性的指向・ジェンダーアイデンティティ 理解増進連絡会議の運営(11条)
- ・指針の策定(12条)

地方公共団体の役割

国との連携を図りつつ、その、 地域の実情を踏まえ、国民の 理解の増進に関する施策の策 定及び実施の努力(5条)

- ・心身の発達に応じた教育及 び学習の振興(10条1項)
- ・知識の着実な普及、相談体制の整備その他の必要な施 策(10条1項)

事業主等の役割

- ・労働者や児童等の理解の増進に自ら努める(6条)
 - 事業主の役割(10条2項)
 - ・情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談 体制の整備等の必要な措置
 - 学校※の設置者の役割(10条3項)
 - ・家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は 啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等 ※幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。
- ・国又は地方公共団体が実施する国民の理解の増進に関す、る施策への協力の努力(6条)

留意事項(12条)

・措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が 安心して生活することができることとなるよう、留意する。

見直し規定

・この法律の規定については、施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

公布・施行 令和5年6月23日

香川県パートナーシップ制度「県施策におけるパートナーシップ宣誓者への合理的な配慮」 利用可能な施策の一覧(令和5年10月1日現在) (香川県ホームページに掲載)

施策の名称	内容	外線からの
		問合せ先
県営住宅への入居	パートナーシップ宣誓証明書又はファミリー シップ宣誓証明書を入居申し込みに利用でき ます。	住宅課 県営住宅グループ 087-832-3581
【補助金における夫婦要件への適用】 かがわスマートハウス促進事業補助金	パートナーシップ宣誓証明書があれば、 夫婦世帯と同様に取り扱います。 ※ 今年度の申請受付は終了	環境政策課 カーボンニュートラル 推進室 087-832-3851
香川県知事表彰香川県文化表彰	被表彰者が死亡した場合の表彰において、 パートナーシップ等の関係にある方は、 遺族に含めて授与することができる取扱い とします。	秘書課 087-832-3013 文化振興課 総務・振興グループ 087-832-3784
県立病院での患者の病状説明、面会等	医療上の配慮として、従来よりパートナーシップ等の関係にある方に広く認めています。 (詳細は、各病院にお問い合わせください。)	中央病院事務局 診療支援課 087-811-3333 丸亀病院事務局 総務企画課 0877-22-2131 白鳥病院事務局 0879-25-4154

【県職員向け】

世帯用の県職員住宅及び教職員住宅について、パートナーシップ宣誓証明書又はファミリーシップ宣誓証明書を入居申し込みに利用できます。